

お 知 ら せ

関係者各位

令和 7 年 2 月 21 日
国 土 交 通 大 臣
西日本高速道路株式会社

起業者 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社が施行する「一般国道 24 号改築工事（京奈和自動車道「大和北道路」奈良インターチェンジ（仮称）から郡山下ツ道ジャンクションまで）」及び起業者 国土交通大臣が施行する「一般国道 24 号改築工事（奈良県奈良市西九条町三丁目地内から大和郡山市横田町地内まで）」は、令和 7 年 2 月 21 日付けで土地収用法に基づく事業の認定の告示及び起業地の一部について同法に基づく手続の保留の告示があり、事業の認定の告示のあった起業地の範囲においては、下記の効果が発生していますので、お知らせします。

記

- 1 土地等に対する補償金は、事業の認定の告示（手続の保留の告示に係る起業地は手続開始の告示）の時における土地の価格を基準として算定します。
- 2 事業の認定の告示（手続の保留の告示に係る起業地は手続開始の告示）があった後、土地又は物件等に関して新たに権利を取得された人は、既存の権利を承継した場合を除き、損失の補償を請求することはできません。
- 3 事業の認定の告示（手続の保留の告示に係る起業地は手続開始の告示）があった後、土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を附加増置したときは、あらかじめこれについて奈良県知事の承認を得ていなければ、これに関する損失の補償を請求することはできません。
- 4 事業の認定の告示（手続の保留の告示に係る起業地は手続開始の告示）があった日から、土地所有者又は土地に関して権利を有する関係人は、起業者に対して、収用又は使用の裁決を申請すべきことを請求し、また裁決の申請の請求とあわせて土地等に対する補償金の支払を請求することができます。
- 5 起業者が収用又は使用の裁決を申請すると、土地所有者又は関係人は、裁決の申請があった土地について、奈良県収用委員会に対して、明渡裁決の申立てを行うことができます。
- 6 事業の認定の告示があった後、何人も奈良県知事の許可を受けなければ、起業地（手続の保留の告示に係る起業地を含む）について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をすることはできません。
- 7 起業地の範囲を表示する図面は、次に示す場所において縦覧され、どなたでもご覧いただけます。

奈良市役所 都市整備部 都市計画課
大和郡山市役所 都市建設部 建設課

- 8 その他詳細については、土地収用法を参照してください。また、補償等の内容を記載した小冊子（「補償等について」のお知らせ）を以下の場所において配布していますので、ご希望の方はお申し出ください。

ご不明な点がありましたら、以下の問合せ先へお問い合わせください。

国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所 用地第二課
住 所 奈良県奈良市大宮町三丁目 5 番 11 号
西日本高速道路株式会社 関西支社 奈良工事事務所 用地課
住 所 奈良県奈良市四条大路一丁目 4 番 60 号

電話番号 0742-33-1393

電話番号 0742-32-2706